

第1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	道路位置指定		
根拠法令及び条項	建築基準法第42条第1項第5号		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	<b>【内容】</b> (※審査基準を公表する場合のみ記載すること。) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築基準法施行令第144条の4</li> <li>・ 平成12年12月26日建設省告示第2465号</li> <li>・ 那覇市道路位置指定の基準の特例に関する条例</li> <li>・ 那覇市建築基準法の施行に関する規則</li> <li>・ 道路の位置の指定(変更及び廃止)指導要綱</li> </ul> 別紙のとおり		
審査基準 設定年月日	昭和46年1月1日	審査基準 最終変更年月日	平成15年4月1日
標準処理期間	<input type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間( ) <input checked="" type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第3号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	年 月 日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	まちなみ共創部 建築指導課		
備考			

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

## 参考資料

### ○建築基準法[抄]

#### (道路の定義)

第 42 条 この章の規定において「道路」とは、次の各号の一に該当する幅員 4 メートル(特定行政庁がその地方の気候若しくは風土の特殊性又は土地の状況により必要と認めて都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域内においては、6 メートル。次項及び第 3 項において同じ。)以上のもの(地下におけるものを除く。)をいう。

#### 一～四 省略

五 土地を建築物の敷地として利用するため、道路法、都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法、新都市基盤整備法、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法又は密集市街地整備法によらないで築造する政令で定める基準に適合する道で、これを築造しようとする者が特定行政庁からその位置の指定を受けたもの

#### 2～6 省略

#### (道路の位置の指定に関する特例)

第 68 条の 6 地区計画等に道の配置及び規模又はその区域が定められている場合には、当該地区計画等の区域(次の各号に掲げる地区計画等の区分に応じて、当該各号に定める事項が定められている区域に限る。次条第 1 項において同じ。)における第 42 条第 1 項第五号の規定による位置の指定は、地区計画等に定められた道の配置又はその区域に即して行わなければならない。ただし、建築物の敷地として利用しようとする土地の位置と現に存する道路の位置との関係その他の事由によりこれにより難いと認められる場合においては、この限りでない。

一 地区計画 再開発等促進区若しくは開発整備促進区(いずれも都市計画法第 12 条の 5 第 5 項第一号に規定する施設の配置及び規模が定められているものに限る。)又は地区整備計画

二 防災街区整備地区計画 地区防災施設の区域又は防災街区整備地区整備計画

三 歴史的風致維持向上地区計画 歴史的風致維持向上地区整備計画

四 沿道地区計画 沿道再開発等促進区(沿道整備法第 9 条第 4 項第一号に規定する施設の配置及び規模が定められているものに限る。)又は沿道地区整備計画

五 集落地区計画 集落地区整備計画

○建築基準法施行令[抄]

(道に関する基準)

第144条の4 法第42条第1項第五号の規定により政令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 両端が他の道路に接続したものであること。ただし、次のイからホまでの一に該当する場合においては、袋路状道路(その一端のみが他の道路に接続したものをいう。以下この条において同じ。)とすることができる。
  - イ 延長(既存の幅員6メートル未満の袋路状道路に接続する道にあっては、当該袋路状道路が他の道路に接続するまでの部分の延長を含む。ハにおいて同じ。)が35メートル以下の場合
  - ロ 終端が公園、広場その他これらに類するもので自動車の転回に支障がないものに接続している場合
  - ハ 延長が35メートルを超える場合で、終端及び区間35メートル以内ごとに国土交通大臣の定める基準に適合する自動車の転回広場が設けられている場合
  - ニ 幅員が6メートル以上の場合
  - ホ イからニまでに準ずる場合で、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合
  - 二 道が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所(交差、接続又は屈曲により生ずる内角が120度以上の場合を除く。)は、角地の隅角をはさむ辺の長さ2メートルの二等辺三角形の部分を含むすみ切りを設けたものであること。ただし、特定行政庁が周囲の状況によりやむを得ないと認め、又はその必要がないと認めた場合においては、この限りでない。
  - 三 砂利敷その他ぬかるみとならない構造であること。
  - 四 縦断勾配が12パーセント以下であり、かつ、階段状でないものであること。ただし、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合においては、この限りでない。
  - 五 道及びこれに接する敷地内の排水に必要な側溝、街渠その他の施設を設けたものであること。
- 2 地方公共団体は、その地方の気候若しくは風土の特殊性又は土地の状況により必要と認める場合においては、条例で、区域を限り、前項各号に掲げる基準と異なる基準を定めることができる。
- 3 地方公共団体は、前項の規定により第1項各号に掲げる基準を緩和する場合には、あらかじめ、国土交通大臣の承認を得なければならない。

○建築基準法施行令第 144 条の 4 第 1 項第 1 号ハの規定により国土交通大臣が定める自動車の転回広場に関する基準

昭和 45 年 12 月 28 日  
建設省告示第 1837 号

(改正 平成 12 年 12 月 26 日建設省告示第 2465 号)

建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第 144 条の 4 第 1 項第 1 号ハの規定により国土交通大臣が定める自動車の転回広場に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 道の中心線からの水平距離が 2 メートルをこえる区域内において小型四輪自動車(道路運送車両法施行規則(昭和 26 年運輸省令第 74 号)別表第一に規定する小型自動車で四輪のものをいう。次号において同じ。)のうち最大なものが 2 台以上停車することができるものであること。
- 二 小型四輪自動車のうち最大なものが転回できる形状のものであること。

○道路運送車両法施行規則[抄]

昭和 26 年 8 月 16 日  
運輸省令第 74 号

(改正 平成 24 年 3 月 26 日国土交通省令第 21 号)

(自動車の種別)

第 2 条 法第 3 条の普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車の別は、別表第一に定めるところによる。

別表第一 (第 2 条関係) (抜粋)

自動車の種別	自動車の構造及び 原動機	自動車の大きさ		
		長さ	幅	高さ
小型自動車	四輪以上の自動車	4.7m以下	1.7m以下	2.0m以下

○建築基準法施行規則[抄]

(道路の位置の指定の申請)

第9条 法第42条第1項第五号に規定する道路の位置の指定を受けようとする者は、申請書正副2通に、それぞれ次の表に掲げる図面及び指定を受けようとする道路の敷地となる土地(以下「土地」という。)の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者の承諾書を添えて特定行政庁に提出するものとする。

図面の種類	明示すべき事項
附近見取図	方位、道路及び目標となる地物
地籍図	縮尺、方位、指定を受けようとする道路の位置、延長及び幅員、土地の境界、地番、地目、土地の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者の氏名、土地内にある建築物、工作物、道路及び水路の位置並びに土地の高低その他形上特記すべき事項

(指定道路等の公告及び通知)

第10条 特定行政庁は、法第42条第1項第四号若しくは第五号、第2項若しくは第4項又は法第68条の7第1項の規定による指定をしたときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を公告しなければならない。

- 一 指定に係る道路(以下この項及び次条において「指定道路」という。)の種類
- 二 指定の年月日
- 三 指定道路の位置
- 四 指定道路の延長及び幅員

2 特定行政庁は、法第42条第3項の規定による水平距離の指定(以下この項及び次条において「水平距離指定」という。)をしたときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を公告しなければならない。

- 一 水平距離指定の年月日
- 二 水平距離指定に係る道路の部分の位置
- 三 水平距離指定に係る道路の部分の延長
- 四 水平距離

3 特定行政庁は、前条の申請に基づいて道路の位置を指定した場合においては、速やかに、その旨を申請者に通知するものとする。

○那覇市道路位置指定の基準の特例に関する条例

平成 16 年 9 月 24 日

条例第 27 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号。以下「政令」という。)第 144 条の 4 第 2 項の規定に基づき、同条第 1 項各号に掲げる基準の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(道路位置指定の基準の特例等)

第 2 条 政令第 144 条の 4 第 2 項に規定する同条第 1 項各号と異なる道の基準の特例は、次に掲げるとおりとし、その適用区域は、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 7 条第 1 項の規定により定められた市街化区域とする。

- (1) 政令第 144 条の 4 第 1 項各号に掲げる基準に適合していること。
- (2) 道と敷地の境界は、コンクリート、縁石等で造り容易に崩壊しないものであること。
- (3) 道が同一平面で交差し、接続し、又は屈曲する箇所(交差、接続又は屈曲により生ずる内角が 60 度以下の場合に限る。)は、角地の隅角をはさむ辺を等辺とし、底辺を 2 メートルとする二等辺三角形の部分の道を含むすみ切りを設けたものであること。
- (4) 道路の排水施設の末端は、公共下水道、河川その他排水に有効な施設に接続したものであること。

2 前項第 2 号から第 4 号までに定める基準の全部又は一部は、市長が周囲の状況によりやむを得ないと認めるときその他特別の理由があると認めるときは、適用しないことができる。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

○那覇市建築基準法の施行に関する規則[抄]

平成 20 年 3 月 28 日

規則第 5 号

(道路位置指定の申請書等)

第 16 条 法第 42 条第 1 項第 5 号に規定する道路の位置の指定を受けようとする者は、道路位置指定(変更・廃止)申請書(第 15 号様式)2 通に、それぞれ、省令第 9 条に規定する図面及び承諾書のほか、次の各号に掲げるものを添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 道路位置指定(変更・廃止)申請書(第 16 号様式)
  - (2) 道路管理誓約書(第 17 号様式)
  - (3) 道路位置指定の日前 3 月以内の当該道路に係る土地の登記事項証明書及び承諾者の印鑑登録証明書
  - (4) その他市長が必要と認めるもの
- 2 市長は、前項の申請書等が提出された場合において、書類審査の結果、適合を確認したときは、道路の位置指定書類審査通知書(第 18 号様式)を当該申請者に通知するものとする。
- 3 前 2 項の規定による道路の築造工事が完了した場合は、道路築造完了報告書(第 19 号様式)に分筆及び地目変更を証明する登記事項証明書並びに現場完了写真を添えて市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、前項の報告があった場合は、報告に係る道路の築造工事の完了を確認のうえ、道路の位置を指定するものとする。
- 5 市長は、前項の規定による道路の位置を指定したときは、道路位置指定(変更・廃止)通知書(第 20 号様式)により申請者に通知するものとする。

(位置指定の道路)

第 17 条 法第 42 条第 1 項第 5 号の規定により市長が指定する道路は、政令第 144 条の 4 第 1 項及び那覇市道路位置指定の基準の特例に関する条例(平成 16 年那覇市条例第 27 号)第 2 条の規定に適合し、かつ、その築造が完了したものであることを要する。

(道路の変更又は廃止)

第 18 条 法第 42 条第 1 項第 3 号若しくは第 5 号又は第 2 項に規定する道路を変更する場合は、第 16 条及び第 17 条の規定を準用し、廃止する場合は、第 16 条(第 3 項及び第 4 項を除く。)の規定を準用する。